

平成17年10月3日
中央環境審議会地球環境部会
気候変動に関する国際戦略専門委員会資料

資料1

気候変動問題に関する最近の国際動向

環境省 地球環境局

資料の構成

- ▶ COPプロセス

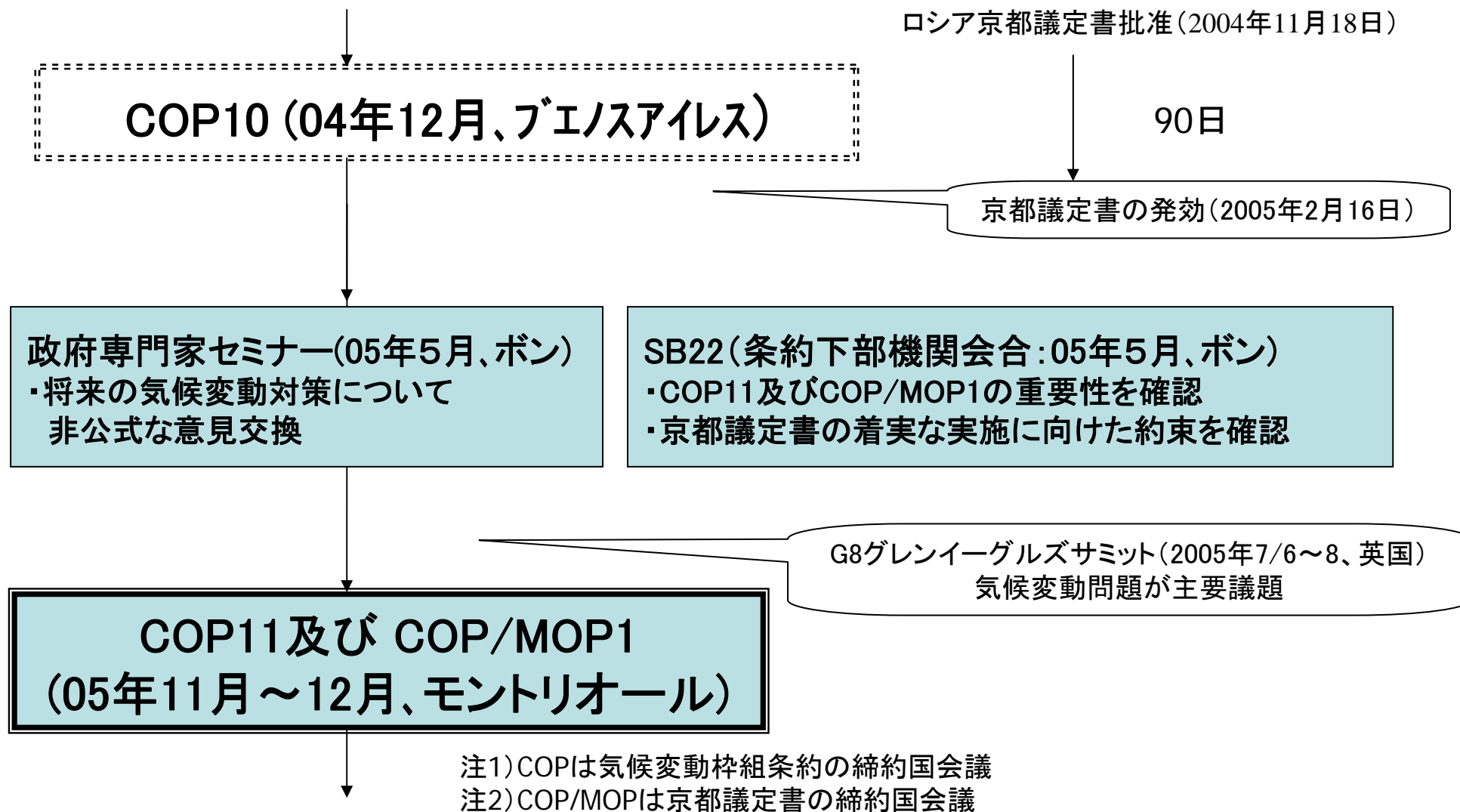
- ▶ 参考1 G8サミット及びその他これまでの国際動向

- ▶ 参考2 EU及び米国の状況

COPプロセス

COPプロセス

(COP10、COP11及びCOP/MOP1)



政府専門家セミナーの概要

期間:平成17年5月16日(月)~17日(火) 場所:ドイツ・ボン

前提:本セミナーは将来の交渉、約束、手続き、枠組み及びマンデートに関するいかなる予断を持つものではない(COP10決定)

参加国:気候変動枠組条約締約国

概要:

- 率直な意見効果が行われ、各国の関心事項がある程度明確になったが、非公式な見解である。
 - ◆ EU:気温上昇に関する長期目標と炭素市場の確立を強く主張
 - ◆ 米国:長期的な技術開発に関心
 - ◆ インド・サウジアラビア:先進国の排出削減への取組が先決
 - ◆ 南アフリカ・メキシコ:グローバルな削減努力の議論や、途上国の中での更なる差異化を支持
 - ◆ 小島諸国連合:主要途上国にも排出削減義務を課すべき
 - ◆ 多くの途上国:CDMを通じた技術移転に関心 など
- 我が国からは、将来枠組みの基本的要素として以下を提示。
 - ◆ 技術開発への投資や、CDMの見直しを通じた技術移転に対するインセンティブ付与の重要性
 - ◆ 全ての主要排出国による長期的な排出削減努力の必要性
 - ◆ 相互協力的な要素の重要性 など

SB22の概要

期間:平成17年5月19日(木)～27日(金) 場所:ドイツ・ボン

概要:

(1)COP11及びCOP/MOP1における更なる国際取組前進に向けた努力

京都議定書上、2005年までには次期枠組（2013年～）に向けた議論を開始すべしと規定されていることを念頭に、来たる年末のCOP11と、歴史的な初の京都議定書締約国会合となるCOP/MOP1の重要性が確認された。同会合における議論の形式（閣僚会合など）について合意されたほか、具体的な議論の内容についても種々の突っ込んだ意見交換がもたれた。

(2)気候変動枠組条約実施のための協力を推進

各個別議題の下で、条約の着実な実施（途上国支援、国別報告・目録、研究・観測等）や関連する各種方法論につき議論が深まり、一定の前進が見られた。

(3)京都議定書の着実な実施に向けたコミットメントを確認 (CDMの制度見直しに関する検討を含む)

我が国は、4月に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」について説明したほか、他の先進諸国からも、議定書上の約束達成に向けた具体的な削減方針が種々の機会に表明された。また、京都メカニズムの本格活用、制度改革などに向け、我が国は、経済産業省が中心となって主要国（蘭、加、中、印、伯、チリ）とともにエネルギー分野のCDMを促進するため「CDMの将来」委員会を立ち上げる等、主導的な役割を果たした。

COP11及びCOP/MOP1閣僚準備会合

期 間:平成17年9月22日(木)～24日(土) 場 所:カナダ・オタワ

参加国:40カ国の代表、欧州委員会、条約事務局他(我が国からは小池環境大臣他が出席)

目的:11月28日から12月9日までモントリオールで開催されるCOP11及びCOP/MOP1をいかに成功に導くかを念頭に、議長国であるカナダの主催により非公式な意見交換を目的として開催。

概要:

(1)モントリオール会合で議論すべき点は大分して2点、と大方の見解が一致。

- 京都議定書の実施と現行の各種制度の改善
- 2013年以降の将来の枠組みのあり方

(2)他方、意見の基本的対立が見られる論点も多く残された。

(3)我が国からは、特に以下の点を主張:

- ◆ 国際社会がスピード感を持って、責任を持って行動すべき
- ◆ 我が国は京都議定書目標達成計画を策定したほか、「チーム・マイナス6%」やクール・ビズなどの取組を通して削減約束の達成に全力投入している
- ◆ 京都議定書は条約の究極目的の実現に向けた重要な一歩。モントリオールでは京都議定書の実施やCDM等の改善を進めるべき
- ◆ 2013年以降については、全ての国が参加する実効ある枠組みの構築が不可欠

COP11及びCOP/MOP1閣僚準備会合(続)

モントリオール会合で議論すべき点に関する各国意見

(1) 京都議定書の実施と現行の各種制度の改善

- ◆ マラケシュ合意の採択が重要。遵守手続の措置については、法的拘束力を持たせるため議定書の改正が必要とする国もあったが、全体として、京都メカニズムの円滑な実施のためにも、まずはその措置をCOP/MOPで速やかに決定すべきとの方向。
- ◆ CDMの審査の迅速化などの改善が必要。途上国の持続可能な開発に留意する必要。
- ◆ 炭素市場の利用を進めていくべきとの指摘が多くあったが、市場の力だけに任せるべきではないとの意見もあった。
- ◆ 将来の大幅排出削減に向けた技術の開発・普及・移転が重要。
- ◆ 開発政策と気候変動政策との統合が重要。温室効果ガスの削減対策に対しインセンティブを生み出すことが重要。
- ◆ 各種基金の充実が必要。
- ◆ 適応については、ブエノスアイレス5ヶ年作業計画の早期策定がまずは重要。

COP11及びCOP/MOP1閣僚準備会合(続)

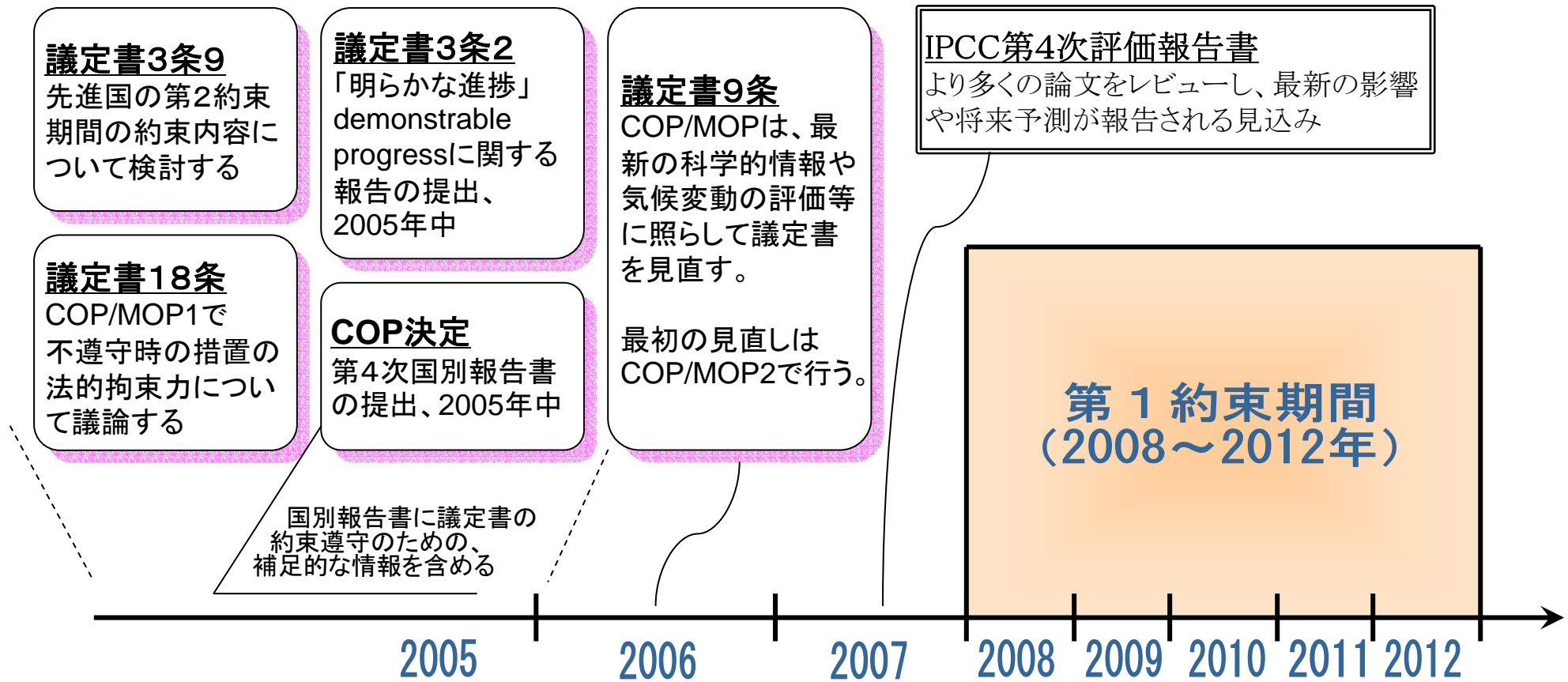
モンリオール会合で議論すべき点に関する各国意見

(2)2013年以降の将来の枠組みのあり方

- ◆ 早期に対話を開始すべきとする国が多くあった一方、現在はより実践的、具体的な取組を進めることがより重要であり、新たな約束についての対話や交渉は時期尚早で応じられないとの強い主張をする国もあり、両者の隔たりが大きかった。
- ◆ 議定書3条9項に基づき議定書批准先進国の第2約束期間について議論することが先決とする国がある一方、より幅広く、条約締約国全体の参加の下で将来のあり方について議論すべきとの国もあった
- ◆ 途上国の一部からは、先進国は将来枠組みについての議論の前に、①まずは京都議定書の約束を果たすべきであること、②途上国は排出抑制が強制されるべきではないこと、③適応問題は重要であることなどの指摘があった。

これに対し、先進国からは、①議定書の約束を果たすことと将来枠組みの議論とは同時に進めることが可能であること、②途上国に対して先進国と同様の義務を求めようとしているのではなく、共通だが差異のある責任の原則を踏まえるべきと理解していること、などが主張された。

京都議定書の実施スケジュール



COP11及びCOP/MOP1での審議事項

COP11及びCOP/MOP1は2005年11月28～12月9日にカナダ・モントリオールにおいて並行して開催。12月7～9日はハイレベルセグメント(大臣級)。

(主要な審議予定事項)

I 京都議定書の実施と現行の各種制度の改善等

1. 京都議定書の遵守ルールに関する事項

(議定書の約束を遵守できなかった場合の措置に法的拘束力を課すかどうか、議定書委員会、遵守委員会の設置)

2. 京都議定書の実施に関する事項

(京都メカニズム運用ルール、6条監督委員会の設置、吸収源の算定ルール、途上国の能力育成、その他の実施に関する事項)

3. CDMなど既存の仕組みの改善

(CDMの審査手続き、CDMの方法論(Methodologies)の追加)

4. 適応5ヶ年作業計画の策定

(注)1, 2はマラケシュ合意関連事項

II 2013年以降の将来の枠組みのあり方

気候変動に関する国際会議等の当面のスケジュール

気候変動関係

[10月]

- 10月20-21日: 外務省主催非公式会合
(東京: 日本とブラジルが共同議長)

[11-12月]

- 11月1日: G8気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する非公式会合
(ロンドン)
- 11月28-12月9日: COP11, COP/MOP1
(カナダ、モントリオール)

その他

[10月]

- 10月15-16日: GEA会合(東京)
- 10月22-23日: 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)
(韓国、ソウル)

[11-12月]

- 11月18-19日: APEC首脳会合
(韓国、釜山)

参考1 G8サミット及びその他これまでの国際動向

① G8 グレンイーグルズサミットの概要と評価（気候変動）

日時：平成17年7月6～8日， 議長国：英国

参加国：G8 + 新興経済5か国（中国・インド・ブラジル・南ア・メキシコ）

主要議題：「気候変動」と「アフリカ問題」

◆ 今回のサミットにおける進展

① 科学についての認識の共有

- ・地球温暖化は現実の問題、人間活動が主因
- ・世界レベルで排出量の増加を減速→抑制→減少させるための連携が必要

② 具体的な行動についての前進

- ・「グレンイーグルズ行動計画」の策定：省エネ推進、地球観測等

③ 新興経済諸国とのパートナーシップ

- ・G8及び新興経済諸国とのパートナーシップ強化へ向けた「対話」
→11月1日、英国にて、対話の推進や行動計画の実施について会合予定

◆ 我が国からの発信

● 日本政府の気候変動イニシアティブ

- ・CDMのさらなる推進、地球観測の強化、温暖化対策の普及・啓発、3Rなど

成果は直ちに次期枠組み交渉につながるものではないが、今回合意された行動計画の実施や対話の推進等に向け、我が国も積極的に貢献していく。

G8 グレンイーグルズサミット後の対応について

G8グレンイーグルズサミットで合意された「行動計画の実施」や「対話の推進」等を確保し、今後、ハイレベルで継続的に議論を続け、2008年のサミット（議長国：日本）において進捗状況の報告を行う。

◆ 11月1日（英国）

G8 気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する閣僚級非公式会合

- G8諸国と新興経済諸国との 対話の進め方 について議論
- グレンイーグルズ行動計画の 詳細な実施計画 の策定

◆ 2006年：G8 プロセス（議長国：ロシア）

- エネルギー がテーマ

◆ 2007年：G8 プロセス（議長国：ドイツ）

◆ 2008年：G8 プロセス（議長国：日本）

- G8諸国と新興経済諸国との対話 の進捗状況について報告を行う

②その他の動き

(1)グリーンランド・ダイアログ～気候変動の視点について

日時：平成17年8月16～18日， デンマーク及びグリーンランド自治政府主催

参加国：EU、日本、イギリス、ロシア、中国、南アフリカを含む22か国及び
気候変動枠組条約事務局など

内容：チャタムハウス方式(発言者付きの引用禁止)を採用し、率直な意見交換を行う。

◆ 議長サマリー要旨

1. 非公式な政治レベルの対話は有益
2. 非難ゲームはやめるべき
3. 楽観的な勢いや可能性を促進すべき
4. 直ちに行動する必要がある
5. 気候変動対策についての経済的評価を促進する
6. 普及啓発
7. 技術開発・普及・移転
8. 持続可能な開発政策に、気候変動対策の観点を含める
9. COP/MOP1において議論の進展を図る
10. 2013年以降に向けて、幅広い戦略を発展させる

(2) クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

目的: アジア太平洋を中心に、クリーンで効率的な技術の開発・普及を通じて環境汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題に対処。

参加国: 米国(主唱国)、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国の6か国

→平成17年7月28日発足、「ビジョン・ステートメント」を発表:

① 協力分野:

省エネ、クリーン石炭技術、天然ガス、炭素隔離、メタン回収、原子力発電及びバイオ、水力等の再生可能エネルギー等

② 気候変動枠組条約に整合的であり、また京都議定書を代替するものではなく、これを補完。

今後の予定は未定。

(3) EUの中国・インドとのパートナーシップ

○気候変動に関するEU-中国パートナーシップ(平成17年9月5日):

協力の中心はクリーンエネルギー技術の開発と普及。2020年まで達成される2つの目標として、

- ①炭素隔離・地中貯留技術を活用した石炭火力発電所の先進的な「ゼロエミッション」技術の開発、モデル化
- ②主要エネルギー技術の大幅なコストダウンと先進エネルギー技術の普及の促進 を掲げる。

○EU-インド戦略パートナーシップ: 共同計画(2005年9月7日):

貿易・投資等に加え、環境、クリーン開発と気候変動、エネルギーに関する協力を含む

参考2 EU及び米国の状況

EUの状況

欧州の気候変動に関する検討状況

2005年 2月 9日 欧州委員会報告

→(概要)産業革命前と比べて将来の温度上昇を2°C以下に抑えるためには、2050年までに世界の排出量を1990年と比べて15%以上削減することが必要。そのためには早期の取組が必要。

3月10日 EU環境理事会(EU環境大臣会合)

- 先進国について、1990年に比べて2020年までに15~30%、2050年までに60~80%という水準の削減の道筋が検討される必要がある。

3月22・23日 欧州理事会(EU首脳会議)

- 気候変動枠組条約の究極目的を達成するために、地球の平均気温の上昇が産業革命前と比べて2°Cを超えるべきではない。
- 先進国について、1990年に比べて2020年までに15~30%削減、それ以降は環境大臣会合の結論の精神に沿って検討されるべき。

5月:政府専門家セミナー、
9月:COP11&COP/MOP1閣僚準備会合 など

10月17日 EU環境理事会(EU環境大臣会合)

10月27・28日 欧州理事会(EU首脳会議)

11-12月:COP11&COP/MOP1 など

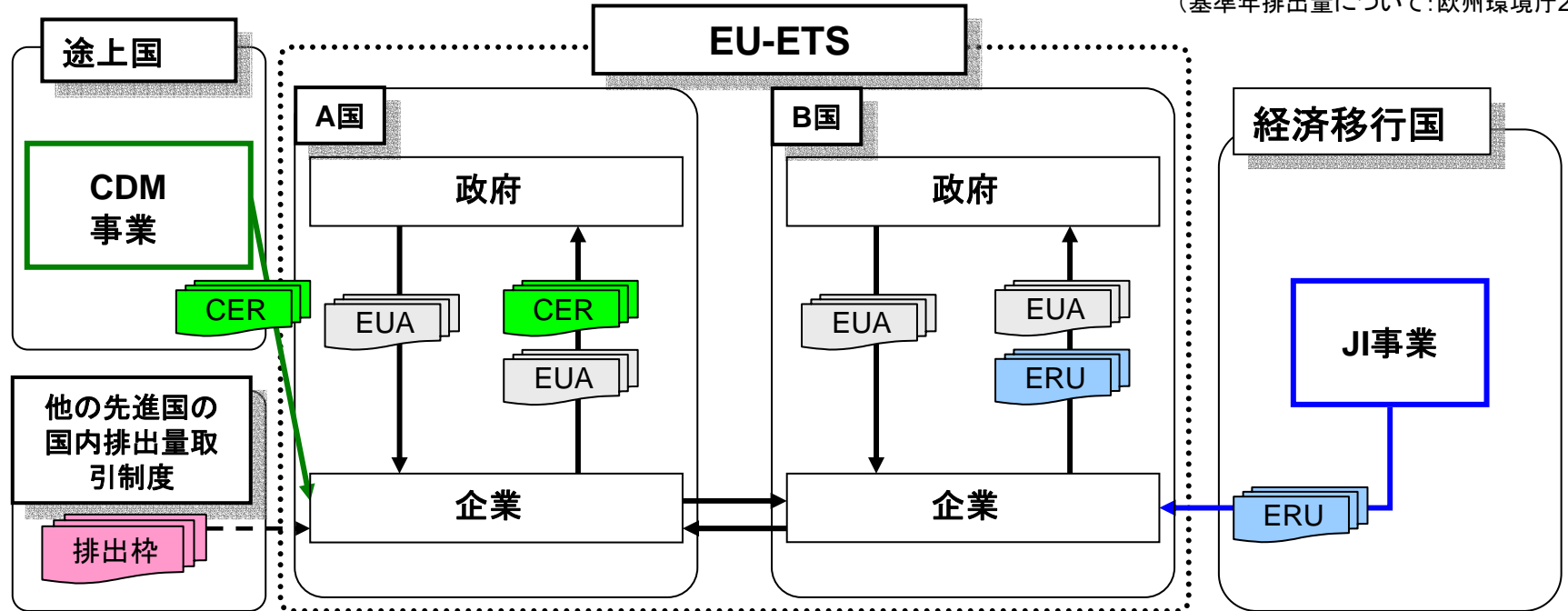
12月 2日 EU環境理事会(EU環境大臣会合)

12月15・16日 欧州理事会(EU首脳会議)

EU域内排出量取引制度(EU-ETS)

- EU域内での排出量取引制度。2005年1月から開始。
- 発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設が対象。2008年からは、航空部門も対象とすることが検討されている。
- 各加盟国は対象施設に排出枠(EU-Allowance)を交付。各施設は各年終了後に、排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務あり。義務を果たすため、排出枠等を買ってくることもできる。
- 各施設はこの義務を果たすために、CDM/JIによるクレジット(CER,ERU)を使用できる。→EU企業は、CDM/JIプロジェクト実施を動機付けられている。

EU全体で、11,428の事業所に対して、2005年-2007年の3年間に65.72億トンの排出枠を交付。
 ※1 EU加盟15カ国(2004.5拡大前)は、全体で-8%の削減約束。(基準年排出量は合計で約42.4億t-CO₂)
 ※2 EU加盟25カ国の基準年排出量は合計で約53.3億t-CO₂。なお、キプロス、マルタは附属書 I 国ではないため削減約束なし。
 (基準年排出量について: 欧州環境庁2004より)



*EUAとは、EUの初期割当量(AAU)に対応する形で発行される、EU-ETS内でのみ通用するEU通貨のようなもの

米国の状況

1. 最近のブッシュ大統領の発言

(7月6日、デンマーク・ラスムセン首相との対談録及び7月7日、英国ブレア首相との対談録より)

- 京都議定書は米国にとって、また率直に言って世界にとってもうまく機能しなかった。
- 将来に向けてよりよい道があると考えます。それはポスト京都と呼ぶ時代であり、そこでは可能な限り温室効果ガスを制御するために、我々は技術を共有し共に努力していくことができるのである。
- 科学に基づいて、米国は温室効果ガス排出を抑制し、減少させていくことを目標としている。
- 地球温暖化が進行していること、及び人間活動による温室効果ガスの増加が問題を引き起こしているということを認識している。

2. 米国政府・議会の動き

- 2005年7月28日、クリーン技術の開発、普及、移転のための地域協力促進を目的として、米国、豪州、中国、インド、韓国、日本ら6カ国でアジア太平洋パートナーシップを設立。
- 2005年8月8日、ブッシュ政権成立以降、長期間に渡り審議されてきた包括エネルギー政策法^(注)が成立。2005年6月には、修正案として複数の気候変動関連法案(マッケイン＝リーバーマン法案(43対55で否決)、ヘーゲル法案(66対29で可決)、ビンガマン決議(賛成多数により可決)等)が審議された。

(注)1992年のエネルギー政策法以来、13年ぶりに米国の包括的な国家エネルギー戦略を方向付けるもの。
原子力発電を国内エネルギー供給力拡大の柱の一つとして位置づけた。

3. 地域レベルの動き

- シアトル市のニッケルズ市長の呼びかけにより、全米179都市の市長(2005年9月15日時点)が米国の京都議定書の温室効果ガス排出削減目標である1990年比7%削減達成に向けて政策を実施していくことを約束。これらの都市は4000万人の市民を擁し、ニューヨーク市、ロサンゼルス市等が参加している。
- カリフォルニア州で2009年から段階的に導入される自動車のGHG排出規制について、オレゴン州、ワシントン州の北西部州と少なくとも6つの北東部州が導入を検討している。

北東部9州の取り組み: 温室効果ガス地域イニシアティブ (RGGI)

- ・ 参加州: コネティカット、デラウェア、メイン、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ロードアイランド、バーモント
- ・ 複数の州をまたぐキャップ&トレード制度を構築することが目的。第一段階として、発電所を対象とした同制度の構築を目指す構想。

太平洋岸3州の取り組み

- ・ カリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州は、2020年までの発電所からの温室効果ガス排出量の削減に関して、現在詳細を検討中。